

食品衛生法に基づくおもちゃの規格*(概要)及び平成20年3月31の改正による変更点一覧表

(*:平成20年3月31日の改正による改正後の規格)

		重金属			ヒ素			カドミウム			鉛			亜鉛			フェノール			ホルムアルデヒド			蒸発残留物			過マンガン酸カリウム消費量			
		溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	
うっし絵	溶出	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	1μg/ml 試験溶液 以下	比色法	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	0.1μg/ml 試験溶液 以下	比色法																						
	材質																												
折り紙	溶出	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	1μg/ml 試験溶液 以下	比色法	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	0.1μg/ml 試験溶液 以下	比色法																						
	材質																												
ゴム製おしゃぶり	溶出	40℃4%酢酸 24時間 (試料重量1g当 たり20ml)	1μg/ml 試験溶液 以下	比色法									40℃水24 時間(試 料重量1g 当たり 20ml)	1μg/ml 試験溶 液 以下	AA ICP	40℃水24 時間(試 料重量1g 当たり 20ml)	5μg/ml 試験溶 液 以下	吸光度 510nm	40℃水24 時間(試 料重量1g 当たり 20ml)	陰性	比色法	40℃水24時 間(試料重 量1g当 たり20ml)	40μg/ml 試験溶液 以下	秤量					
	材質							10μg/g 試料以下	AA ICP				10μg/g 試料以下	AA ICP															
塗膜	溶出				37℃ 0.07mol/L 塩酸 2時間 (1時間振 とう 1時間放 置)	25mg/kg 補正值 60%	AA 又は ICP	37℃ 0.07mol/L 塩酸 2時間 (1時間振 とう 1時間放 置)	75mg/k g 補正值 30%	AA 又は ICP	37℃ 0.07mol/ L 塩酸 2時間 (1時間振 とう 1時間放 置)	90mg/k g 補正值 30%	AA 又は ICP									40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	50μg/ml 試験溶液 以下	秤量	40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	50μg/ml 試験溶液 以下	滴定		
	材質																						(ポリ塩化ビニルを用いて塗装さ れた塗膜のみ)			(ポリ塩化ビニルを用いて塗装さ れた塗膜のみ)			
ポリ塩化ビニルを 主体とする材料を 用いて製造された 部分(塗膜を除く。)	溶出	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	1μg/ml 試験溶液 以下	比色法	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	0.1μg/ml 試験溶液 以下	比色法	40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	0.5μg/ml 試験溶液 以下	AA ICP												40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	50μg/ml 試験溶液 以下	秤量	40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	50μg/ml 試験溶液 以下	滴定		
	材質																												
ポリエチレンを主体 とする材料とする 材料を用いて製造 された部分(塗膜を 除く。)	溶出	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	1μg/ml 試験溶液 以下	比色法	40℃水30分 (10m ² 当たり 2ml)	0.1μg/ml 試験溶液 以下	比色法															40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	30μg/ml 試験溶液 以下	秤量	40℃水30分 (10m ² 当 たり2ml)	10μg/ml 試験溶液 以下	滴定		
	材質																												
金属製のアクセサ リーが幼児(乳幼 児が飲み込むおそ れのあるもの)	溶出										37℃ 0.07mol/ L 塩酸 2時間 放置	90mg/k g 補正值 30%	AA 又は ICP																
	材質																												

(注) ■ は平成20年3月31日の改正により変更されなかった部分を、■ は規格が変更された部分を、■ は規格が削除された部分を、■ は規格が新設された部分を示す。
 (注) おもちゃには、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。
 (注) 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃには、フタル酸ジイソノールを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。
 (注) AA: 原子吸光光度法、ICP: 誘導結合プラズマ発光強度測定法
 (注) この表は、概要を示すものに過ぎないため、詳細及び正式な内容は、昭和34年厚生省告示370号を参照すること。